



教 協 第152号  
平成31年 4 月 3 日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

一般社団法人 教科書協会  
会 長 千 石 雅 仁  
(印影印刷)



## 高等学校用教科書の教科書見本の取扱いについて

平素より、教科書採択に関しまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度(2020年度)から使用される高等学校用教科書の教科書見本については、新規発行の教科書がないため、原則、教科書発行者からの送付はありません。ただし、平成31年3月29日付け文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」(30文科初第1853号)により、以下の場合には該当発行者に対して教科書見本を追加送付依頼することが可能となりました。つきましては、当協会において取りまとめを行い、各発行者に送付依頼を行います。

### 記

#### ○平成29年度以前に検定を経た教科書の見本

- (1) 平成30年度以前に教科書見本を送付していない場合には、下記の通り採択権者の求めに応じて、各発行者から送付することができます。

都道府県教育委員会	6部
高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)を 所管する市町村教育委員会	原則1部
高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制)	原則1部
教科書センター	1部

※このほか、採択権者から個別の求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者が送付依頼することは差し支えないこと。

※高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付依頼することができること。

※採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科(普通科・専門学科・総合学科)に1部を上限として送付依頼することは差し支えないこと。ただし、専門学科については、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項各号に規定する学科ごとに1部を上限とすること。

(2) 平成30年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、1部が上限をして送付することは差し支えありません。

これらについては、採択権者による教科書の採択に当たっての調査研究等の用に供するために送付が認められたものですので、教科書見本の送付を追加希望される場合、公立学校については採択権者である教育委員会から御依頼いただくことが原則とされています。

このため、所管されている公立学校分を取りまとめて御依頼いただく際の様式を用意しましたので、当協会の会員会社が発行する採択用見本の追加送付を御依頼の際には、

別紙①「令和2年度（2020年度）使用高等学校用教科書の教科書見本の送付依頼について（回答）」

別紙②「令和2年度（2020年度）使用高等学校用教科書の教科書見本送付依頼書」（エクセルシート）

を当協会まで御送信ください。当協会より会員各社に回付いたします。

また、当協会の会員会社以外の教科書発行者が発行する教科書の教科書見本の追加送付を御依頼の場合には、当該教科書発行者に直接御依頼いただきますようお願いいたします。

なお、平成31年3月29日付け文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（30文科初第1853号）の1(2)教科書見本の取扱いについて「一定の場合には、採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため、これらの運用上のルールについて明確にしておく」とあるように、教科書見本の追加送付について、具体の手續を公立学校の各学校長に委任される場合には、当該学校長から当協会が直接受理させていただきますので、各学校長に委任した旨の連絡を別紙①にて、当協会までお知らせ下さい。

また、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校については、採択権者が学校長となるため、教科書見本の追加送付の御依頼については当協会が直接受理させていただきます。

送付の諾否は発行者にありますので、ご要望にお応えできない場合がございますので、予め御承知置きください。

以上、御多忙中恐縮ではございますが、高等学校を所管する域内の市町村教育委員会及び国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校にも周知いただきますようお願いいたします。

[添付書類と締切日]

- 別紙①「令和2年度（2020年度）使用高等学校用教科書の教科書見本の送付依頼について（回答）」

締切日：4月19日（金）までにFAXにてお願いいたします。

- 別紙②「令和2年度（2020年度）使用高等学校用教科書の教科書見本送付依頼書」

締切日：5月17日（金）までにエクセルファイルで、メールにてお願いいたします。

（PDFファイル等ではお受けできません）

- 別紙ア「令和2年度（2020年度）使用高等学校用教科書の教科書見本送付依頼書（学校用）」

締切日：5月17日（金）までにエクセルファイルで、メールにてお願いいたします。

（PDFファイル等ではお受けできません）

※ 別紙②と別紙アの雛型エクセルファイルにつきましては、別紙①（締切日4月19日）をご提出いただき次第、別紙①にご記入いただいた都道府県教育委員会ご担当者のメールアドレスに送付させていただきます。公立学校の各学校長に委任される場合や国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校が追加送付希望される場合は、当該学校長あてに別紙アの雛型エクセルファイルを都道府県教育委員会から送付いただきますようお願いいたします。

※ 教科書協会

- ・別紙①                      返信先FAX番号                      03-6666-8558
- ・別紙②、別紙ア          メール返信先                      info2019mihon@textbook.bz

【問合せ窓口】教科書協会 ☎：03-6666-6080

担当 小林（則）、小林（巖）

以上



教 協 第152号  
平成31年 4 月 3 日

学校長 殿

一般社団法人 教科書協会  
会 長 千 石 雅 仁  
(印影印刷)



## 高等学校用教科書の教科書見本の取扱いについて

平素より、教科書採択に関しまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度(2020年度)から使用される高等学校用教科書の教科書見本については、新規発行の教科書がないため、原則、教科書発行者からの送付はありません。ただし、平成31年3月29日付け文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」(30文科初第1853号)により、以下の場合には該当発行者に対して教科書見本を追加送付依頼することが可能となりました。つきましては、当協会において取りまとめを行い、各発行者に送付依頼を行います。

### 記

#### ○平成29年度以前に検定を経た教科書の見本

- (1) 平成30年度以前に教科書見本を送付していない場合には、下記の通り採択権者の求めに応じて、各発行者から送付することができます。

都道府県教育委員会	6部
高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)を 所管する市町村教育委員会	原則1部
高等学校に置かれる課程(全日制・定時制・通信制)	原則1部
教科書センター	1部

※このほか、採択権者から個別の求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者が送付依頼することは差し支えないこと。

※高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付依頼することができること。

※採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科(普通科・専門学科・総合学科)に1部を上限として送付依頼することは差し支えないこと。ただし、専門学科については、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項各号に規定する学科ごとに1部を上限とすること。

(2) 平成30年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、1部が上限をして送付することは差し支えありません。

国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校については、採択権者が学校長となりますので、採択用見本の送付のご依頼については、当協会が直接受理させていただきます。

つきましては、別紙ア「令和2年度（2020年度）使用高等学校用教科書の教科書見本送付依頼書(学校用)」(エクセルシート)にて当協会まで送信ください。当協会より会員各社に回付致します。

また、当協会の会員会社以外の教科書発行者が発行する教科書の教科書見本の追加送付を御依頼の場合には、当該教科書発行者に直接御依頼いただきますようお願いいたします。

送付の諾否は発行者にありますので、ご要望にお応えできない場合がございますので、予め御承知置きください。

#### [添付書類と締切日]

○別紙ア「令和2年度（2020年度）使用高等学校用教科書の教科書見本送付依頼書(学校用)」

締切日：5月17日(金)までにエクセルファイルで、メールにてお願いいたします。

(PDFファイル等ではお受けできません)

※ 別紙アの雛型エクセルファイルにつきましては、都道府県教育委員会のご担当者のメールアドレスに送信させて戴きます。国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校が送付希望される場合は、都道府県教育委員会のご担当者あてに別紙アの雛型エクセルシートを送付いただくようご依頼ください。

#### ※ 教科書協会

・別紙ア メール返信先 info2019mihon@textbook.bz

【問合せ窓口】教科書協会 ☎：03-6666-6080

担当 小林（則）、小林（巖）

以上